ふるさと創造会議地域づくり交付金 交付金概要

交付金の額は、下記に掲げる均等割、人口割、面積割、加算額及び地域福祉活動の推進に関する事業を合算して得た額を交付します。

区分	交付金の上限額
均等割額	1 創造会議につき、400,000 円とする。
人口割額	1 創造会議につき、次の各号に掲げるその範囲を構成する地域の人口の総数(前年の9月末日現在)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)3,000人未満 400,000円 (2)3,000人以上6,000人未満 600,000円 (3)6,000人以上9,000人未満 800,000円 (4)9,000人以上12,000人未満 1,000,000円 (5)12,000人以上 1,200,000円
面積割額	1 創造会議につき、その各号に掲げるその範囲の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 10 k ㎡未満 200,000 円 (2) 10 k ㎡以上 15 k ㎡未満 250,000 円 (3) 15 k ㎡以上 300,000 円
加算額	事業の目的が次の各号に掲げる事業に合致すると認められる場合は、1創造会議につき、当該確報に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、400,000円を上限とする。事業ごとの要件については別に定める。※次ページ参照 加算項目 加算額 (1)多世代交流事業 100,000円 (2)組織基盤強化事業 100,000円 (3)情報発信事業 100,000円 (4)人口増チャレンジ事業 100,000円 (5)暮らしの見守り活動事業 100,000円
地域福祉活動の推進に関する事業	1小学校区ごとにつき、100,000円 ※次ページ参照 ※はつらつ委員会と統合している創造会議が対象になります。

■加算額の事業(例)

加算項目	事業例
(1) 多世代交流事業	「子どもから高齢者にわたる多世代を対象にした地域内での交流事業」 ・地域全体(小学校区)での夏祭りや秋まつり ・地域全体での健康ウォーキング ・三世代交流グランドゴルフ大会 ・星空観察会、ホタル観察会、芋煮会 ほか
(2) 組織基盤強化事業	「組織の新たな担い手の確保など組織の基盤強化に向けた取組み」 ・地域づくり先進地の視察研修 ・ふるさと創造会議主催による地域づくりに関する勉強会の開催 ・組織の法人化 ・まちづくり計画書の策定 ・ふるさと創造会議主催によるタウンミーティングの開催 ほか
(3) 情報発信事業	「ふるさと創造会議の活動や情報等を幅広く市内外に発信する取組み」 ・会報の発行及び地域内への全戸配布 ・インターネットによる情報発信(ホームページ、SNS等) ・市内外でのイベント出店(特産品の販売及び活動 PR) ほか
(4) 人口増チャレンジ事業	「地域の人口を増加させるための取組み」 ・行政とのタイアップによる移住相談会等への参加 ・地域の空き家等の調査や空き家等の管理代行サービス ・都市農村交流事業(都市部住民らを招いた芋ほり体験等) ・婚活事業 ほか
(5) 暮らしの見守り活動 事業	「高齢者等が安心・安全で暮らせるまちづくりの取組み」 ・高齢者の買い物等の支援(地域主体型交通や移動販売車の導入) ・配食サービス等の代行事業 ・子どもから高齢者を対象にした地域食堂の開設 ※ふれあい喫茶(サロン)は対象外 ・地域全体の防災マップの作成 ・ふるさと創造会議主催による自主防災訓練の実施、防災講演会 ・子どもの定期的な見守り活動(通学パトロール)ほか

■地域福祉活動の推進に関する事業(例)

- ・福祉講座や健康講演会
- ・地域内のボランティアグループの支援
- ・あったかシステムの推進(あったか班、いきいき委員会との連携・共同事業ほか)
- ・見守り、助け合い、支え合い活動 (支え合いマップの作成、地域住民の困りごとの検討会・福祉活動における人材育成ほか)